

平成 31 年 4 月 吉日

会員各位

(一社) 熊本市薬剤師会 会長 丸目 新一
保険薬局委員会 委員長 伊東 雄一

GW (4/30～5/2) の休日加算の算定について

陽春の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃から本会業務につきましては多大なご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、表題の件ですが、平成 31 年 4 月 30 日(火)～令和元年 5 月 2 日(木)は休日加算の対象となる日(国民の祝日)とされていますが、熊本市内の多数の保険薬局が開局している状況でありますので、「輪番制による開局」には該当致しません。休日加算の対象となる休日に開局し、調剤した場合であっても、輪番制等によらない開局時間内の受付の場合は夜間・休日等加算の算定(40点)となります。

また、九州厚生局へ届出されている自局の休業日をご確認いただき、休日加算の対象となる休日を開局日として届出がされている日におきましても、開局時間内の受付の場合、休日加算の算定ではなく夜間・休日等加算の算定(40点)となりますのでご注意ください。

休日加算は、御存じの通り救急医療対策として設けられている施設や、輪番制による休日当番の保険薬局、患者が急病などでやむを得ない理由により調剤に応じた場合などに算定できるものですので、会員の皆様におかれましては、今一度、算定要件をご確認いただき、適切な算定をお願い致します。

休日加算の算定要件は次の通りです。

- ① 地域医療の確保の観点から、救急医療対策の一環として設けられている施設、又は輪番制による休日当番保険薬局等、客観的に休日における救急医療確保のために調剤を行っていると認められる保険薬局で調剤を受けた患者
- ② 当該休日を開局しないこととしている保険薬局で、又は当該休日に調剤を行っている保険薬局の開局時間以外の時間(深夜を除く)に急病等やむを得ない理由により調剤を受けた患者

※尚 4/28, 29 及び 5/3～5/6 においては九州厚生局に休日の届出をされていて開局される場合、休日加算の算定が可能です。(但し事前の熊本市薬剤師会のホームページへの登録が必要)